

横浜市民ギャラリー  
指定管理者選定評価委員会

審査報告書

令和3年6月

### 1 経緯

横浜市民ギャラリーの指定管理者の候補者（以下、「指定候補者」という。）の選定にあたり、横浜市民ギャラリー指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、「横浜市民ギャラリー指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）に基づき、応募者の提出書類の審査及び面接審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、「横浜市民ギャラリー指定管理者選定評価委員会運営要綱」第10条に基づき、ここに審査結果を報告します。

### 2 横浜市民ギャラリー指定管理者選定評価委員会 委員

	氏 名	所 属 等
委員長	垣内 恵美子	政策研究大学院大学公共政策プログラム文化政策コース ディレクター・教授
委 員	金子 伸二	武蔵野美術大学通信教育課程研究室 教授
委 員	竹森 順一	公認会計士・税理士
委 員	西田 由紀子	よこはま市民メセナ協会会長

### 3 審査の経過

令和2年4月3日	令和2年度第1回選定評価委員会(委員長の選出、公募要項等の確定等) (傍聴者1人)
令和3年1月26日～	公募要項の公開(文化観光局ホームページ掲載)
令和3年1月26日～2月5日	公募説明会及び現場説明会の参加申込の受付
令和3年2月9日	公募説明会及び現場説明会の開催(参加1団体、2人)
令和3年2月9日～2月24日	公募に関する質問の受付
令和3年3月9日	公募に関する質問の回答
令和3年2月9日～2月24日	応募登録の受付
令和3年4月1日及び4月2日	応募書類の受付

令和3年5月11日

令和3年度第1回選定評価委員会(提出書類の審査及び面接  
審査、指定候補者の選定 )(傍聴者1人)

#### 4 応募者

次の1団体から応募がありました。

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社 共同事業体

#### 5 応募者の提出書類審査及び面接審査の実施

令和3年度第1回選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「評価基準項目」(別添)に従って、応募者の提出書類の審査及び面接審査(応募者によるプレゼンテーション及び質疑)を行い、指定候補者の選定を行いました。

点数は、各委員の持点を220点とし、最低基準点(加減点項目を除く1～6の評価基準項目の合計200点満点の6割以上)未満の場合、指定候補者として選定しないこととしました。委員は4名のため、総計は880点です。

#### 6 応募者の応募条件の審査

応募団体について、申請書類により、公募要項に定める応募の資格を有し、かつ欠格事項に該当しないことを確認しました。

#### 7 審査結果

審査結果は以下のとおりです。

項目	配点 (一人あたり)	最低 基準点	委員A	委員B	委員C	委員D	合計点	
1 団体の状況	10		8	8	7	8	31	
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	20		17	14	15	16	62	
3 職員配置・育成	20		16	14	15	16	61	
4 事業計画(施設の使命を達成するための提案)	105		77	80	82	85	324	
5 収支計画及び指定管理料	30		22	23	21	24	90	
6 その他	15		13	11	10	12	46	
小計	200	120	153	150	150	161	614	
その他(加減要素)	20		6	5	5	5	21	
小計(加減要素含む)	220		159	155	155	166	635	
合計	委員計 880点		635					

なお公募要項に、指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 200 点満点の 6 割以上）を満たすことが必要である旨の記載があります。今回、4 名全ての委員の採点がこの基準を満たしております。

以上の結果、次のとおり指定候補者を決定しました。

指定候補者	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団・西田装美株式会社 共同事業体
-------	-------------------------------------

## 8 応募団体に対する講評

「市民のためのギャラリー」という基本的な方針のもと、市の文化政策及び施設の使命を的確に理解するとともに、当施設の課題についても認識しており、空間、設備、人材、財源といった限られたリソースを活用して効果を最大化することに焦点を当てた現実的な提案がなされてきました。

また、共同事業体としてそれぞれの専門性を生かした職員配置の提案がなされており、互いの強みを活かした施設運営が期待できます。財務の状況についても、財務体質は健全であり、5 年間安定した運営をするだけの財政的基盤が整っていると考えます。

施設の使命に対しては、既存の運営をベースとして、新たな取組や考え方を提案している点を評価できますが、一方で具体性に欠ける部分がありました。特にコロナの影響ふまえた、時代に沿った展示の在り方や、集客方法等に関する中長期的なヴィジョンが示されなかったことが残念です。

文化芸術を通じた市民の社会包摂の視点が重視されており、年齢や障害の有無に関わらない幅広い市民に対する多様な取組に加え、地域の他施設との連携が提案されていた点を評価します。

## 9 選定における総評

第 3 期指定管理期間の指定管理者からの提案ということもあり、これまでの実績と経験に基づいた内容であり、着実かつ実現可能性の高い運営が期待できます。次期指定期間において、地域に根差したコミュニティ拠点への取組等を充実させることで、「市民のためのギャラリー」という方針に沿った施設運営に繋げてもらいたいと考えます。

また、これまでの絵画や平面作品を中心とした展示等に加えて、デジタルコンテンツでの発信、インスタレーションやメディアアートのジャンルの利用について提案がありました。これらの実施にあたっては、収蔵作品を積極的に活用すること及び、施設の設備等の環境整備について共同事業体としての強みを発揮することを期待します。

評価基準項目

項目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
<b>1 団体の状況</b>			<b>10</b>
(1)団体の状況（財務状況含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか</li> <li>・団体の財務状況（事業収益性、経営安定性、借入余裕度等）が健全であるか</li> </ul>	様式 10、11	10
<b>2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針</b>			<b>20</b>
(1) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の文化政策及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか</li> <li>・施設の使命を果たすために適切な方針となっているか</li> </ul>	様式 12	10
(2)応募理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性のあるもので、公益性の高いものか</li> <li>・施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか</li> </ul>	様式 13	10
<b>3 職員配置・育成</b>			<b>20</b>
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か）</li> <li>・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。</li> <li>・スタッフの育成に関する考え方が適切か</li> <li>・事件・事故、災害等の対応に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか</li> <li>・5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。</li> </ul>	様式 14、15	20
<b>4 事業計画（施設の使命を達成するための提案）</b>			<b>105</b>
「使命1：文化芸術活動を促進するため、活動の場を提供する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 16-1、2	20
「使命2：文化・芸術の鑑賞の機会を提供する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 17-1、2	20
「使命3：収蔵作品の活用を通じて、文化芸術活動への興味を引き出す契機となる」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 18-1、2	20
「使命4：文化活動を切り口として、次世代育成を中心にあらゆる人を受け入れる」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 19-1、2	20
「使命5：持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。</li> <li>・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 20-1、2	20
「使命6：新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。</li> </ul>	様式 21	5

5 収支計画及び指定管理料			30
(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	・利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか	様式 22-A、22-B	10
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力	・指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか ・経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か	様式 23	10
(3) 5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）	・利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか ・5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	様式 24	10
6 その他			15
(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	・業務の基準に定める「横浜市民ギャラリーの使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 ・市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。	様式 25	5
(2) 市の重要政策課題への対応	・市の重要政策課題（個人情報保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、障害者差別解消、男女共同参画、市内中小企業優先発注）への団体の対応状況は適切か。	様式 26	5
(3) 提案書全体に対する評価	・提案書は正確かつ明瞭に記載されているか。		5
小計 (A)			200

その他（加減要素）			±20
(1) 市内中小企業等であるか 【必須評価基準項目】	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。		10
(2) 前期の管理運営の実績 (現在の指定管理者のみ)	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は、減点対象) ※選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象)	第三者評価結果	-10 ～ +10
小計 (B)			20

合計 (C = A + B)			220
----------------	--	--	-----

※大項目1～6の合計点（200点）を満点とする。